

床倍率チェックを使用する方法


文書管理番号：1208-01



Q. 質問

壁量チェックの画面で、床倍率チェックのアイコンがグレー表示になっていて、クリックすることができない。


床倍率チェックを行うには、どうすればいいか。

A. 回答

 (床倍率チェック)は、性能表示で定められたチェック方法です。

 (壁量チェック)の「準備入力」で、チェック方法の「性能表示」を考慮することで、 (床倍率チェック)を行うことができます。

【注意】

 (壁量チェック)における床倍率チェックは、住宅性能表示制度の「構造の安定」で等級2以上を取得する場合に必要な項目です。建築基準法に基づくチェックのみを行う場合は、床倍率チェックを行う必要がありません。

操作手順

- ①  (壁量チェック)で、「設定」⇒「準備入力」をクリック



* 準備入力の画面が表示されます。

- ② 準備入力の画面のチェック方法で、
 <性能表示>の「考慮する」にチェックを入れ、
 目標等級を設定

* ここでは、耐震等級・耐風等級ともに「等級 2」を選択します。

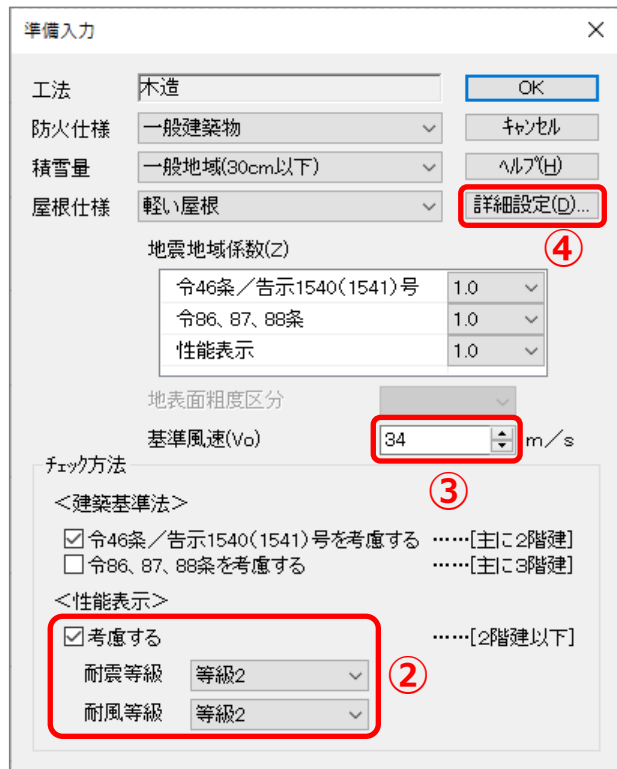
- ③ 基準風速 (Vo) に当該地域の値を設定

* ここでは、基準風速 (Vo) を「34」m/s と
 します。

* 基準風速 (Vo) の設定範囲は 30m/s～
 46m/s で、設定値は 2m/s 刻みに動作し
 ます。

また、任意の数値も入力が可能です。

* 「準備入力」の各項目については、ヘルプ
 をご覧ください。



【参考】性能表示の目標等級について

● 耐震等級の種類

等級 1 (基準法) : 建築基準法で定められている耐震性能を満たすもの

等級 2 : 品確法住宅性能表示 等級 2 を目標とする場合に選択する

等級 3 : 品確法住宅性能表示 等級 3 を目標とする場合に選択する

● 耐風等級の種類

等級 1 (基準法) : 建築基準法で定められている耐風性能を満たすもの

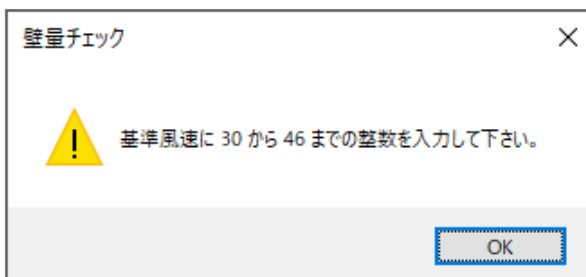
等級 2 : 品確法住宅性能表示 等級 2 を目標とする場合に選択する

【注意】

基準風速(V_0)は、告示 1454 号第 2-1 による建設地の基準風速を入力します。

チェック方法「<建築基準法> 令 86、87、88 条を考慮する」および「<性能表示> 考慮する」の耐風等級「等級 2」を選択した場合は、設定が必ず必要です。

未設定の場合、右図のメッセージが表示され、次の作業に進めません。

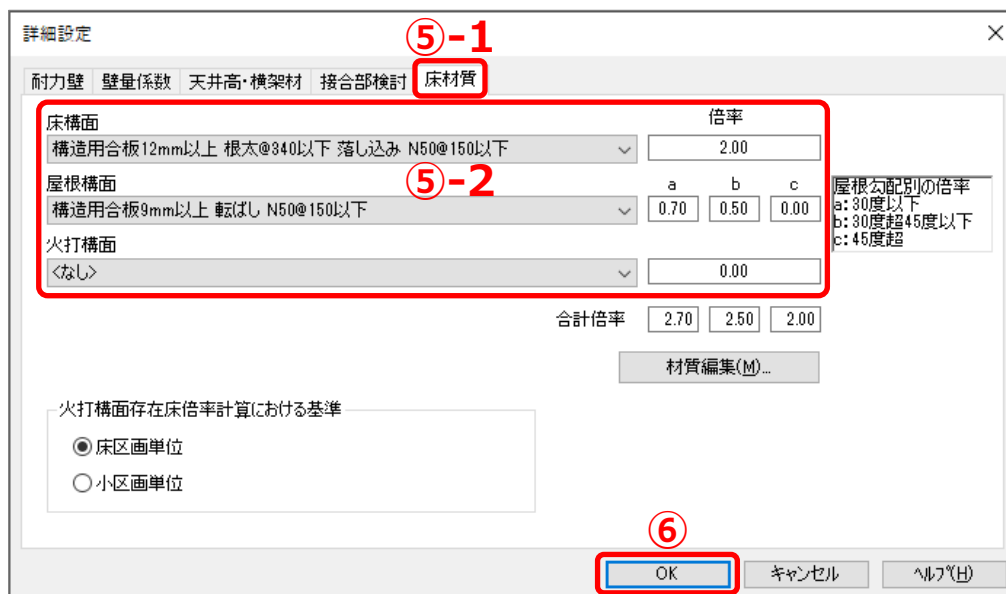


④ 「詳細設定」をクリック



- * 詳細設定の画面が表示されます。

⑤ 「床材質」タブをクリックし、「床構面」「屋根構面」「火打構面」を設定

- * ここでは、床構面「構造用合板 12mm 以上 根太@340 以下 落とし込み N50@150 以下」、屋根構面「構造用合板 9mm 以上 転ばし N50@150 以下(30 度以下)」、火打構面「<なし>」とします。



- * 「床構面」「屋根構面」のリストに希望の材質がない場合は、「材質編集」から追加できます。「設定」⇒「床材質の編集」から追加してもかまいません。

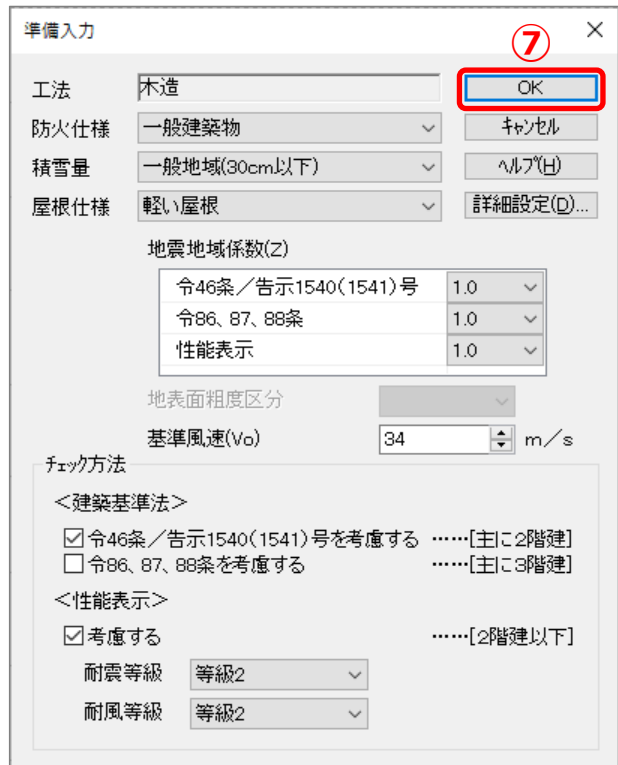
- * 「床材質」タブで設定した「床構面」「屋根構面」「火打構面」は、 (床倍率チェック)で  (床倍率自動配置)を行う場合に配置されます。


⑥ 「OK」をクリック

* 準備入力の画面に戻ります。

⑦ 「OK」をクリック

* 準備入力の画面が閉じます。



*  (床倍率チェック)のアイコンがアクティブになり、クリックできるようになります。

